

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	市民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、市民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

平成29年9月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市民税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払い報告書を元に市民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、市民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。</p> <p>特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民税の賦課、更正、減免、徴収・課税・非課税証明書、所得証明書の発行・市民税課税情報の照会、回答・口座振替処理・過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理・督促及び催告処理・滞納管理、地方税法に基づく調査
③システムの名称	個人住民税システム、収納・滞納管理システム、中間サーバー、団体統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第1の16の項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会の根拠:番号法第19条7号、同法別表第二の27の項 提供の根拠:番号法第19条7号、同法別表第二の情報提供者が「市町村長」となり、特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長	市民部次長(税務課長職兼務) 矢田正和
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 市民部 税務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 市民部 税務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8713

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所